

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 平成27年度静岡市井川財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成27年度静岡市両河内財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 平成24年度定期監査、平成27年度学校監査、財政援助団体監査、出資団体監査及び指定
管理者監査の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 平成27年度包括外部監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 平成27年度包括外部監査結果に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

監 査 公 表

静岡市監査公表第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成28年 3 月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 静岡市井川財産区
- 3 監査の方法 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、

有効性) の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施した。

- 4 監査の範囲 平成27年 4 月 1 日から 9 月30日までに執行された事務事業(一部過年度分も含む。)
- 5 監査の期間 平成27年10月20日から平成28年 3 月30日まで
- 6 監査の結果 監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

静岡市監査公表第11号

地方自治法第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を行った結果について、同条第 9 項の規定により、これを公表する。

平成28年 3 月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 静岡市両河内財産区
- 3 監査の方法 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3 E (経済性、効率性、有効性) の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施した。
- 4 監査の範囲 平成27年 4 月 1 日から 9 月30日までに執行された事務事業(一部過年度分も含む。)
- 5 監査の期間 平成27年10月20日から平成28年 3 月30日まで
- 6 監査の結果 監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

静岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長及び静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年 3 月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

1 平成24年度定期監査

静岡庁舎の目的外使用について[管財課]

【指摘事項】

静岡庁舎には、地下1階に売店、3階に食堂、17階に展望喫茶が備えられており、現在の静岡庁舎が完成した昭和61年以降20年以上、その用途として継続して使用されている。これらは、市（管財課）が静岡市職員互助会に対し、市庁舎の一部を目的外使用許可し、職員互助会は市職員互助会規則に基づき、職員福利厚生を目的とし、それぞれの業者へ委託し運営するという形式となっている。

なお、市は、職員の福利厚生を目的とするものであるという理由で使用料（行政財産の目的外使用料）を免除している。

【表1 売店等の状況】

用途	フロア	使用面積	営業時間	目的外使用料を徴収した場合の年間使用料
売 店	地下1階	122.88㎡	8:00～18:00	1,830,666円
食 堂	3階	494.33㎡	11:00～14:00	7,364,528円
展望喫茶	17階	59.00㎡	10:00～17:00	878,982円

計	676.21㎡		10,074,176円
---	---------	--	-------------

※目的外使用料H24年度単価（静岡庁舎） 14,898円/㎡

売店や食堂は職員の昼食等に利用されているほか、一般の来庁者にも利用されている。また、展望喫茶は職員の利用もあるが、喫茶という性質から職員の利用より、来庁者の利用が多いのではないかと推測される。このようなことから、これらの施設の現状は職員の福利厚生に加え来庁者へのサービスという面も担っていると言える。

なお、売店等の状況は表1のとおりであり、現在の静岡庁舎の単価に基づき、仮に目的外使用料を課した場合1,000万円余の収入が見込まれる。

市は、平成22年2月に策定した「静岡市資産の活用に関する推進方針」において、市庁舎等の行政財産の有効活用について、余剰スペースの貸付の実施や目的外使用の見直しを示し、その中で「売店等を目的外許可により利用を可能とする場合にも、新規許可や更新許可にあたっては、公募プロポーザル等できるだけ広く参加者を募集するような手法の導入を進め、公平性を維持しながら、民間の知見を活かした財産活用を図っていきます。」としている。

また、国では大蔵省（現・財務省）管財局長から各省あてに通達された「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」において、「福利厚生事業の実施目的であることのみをもって、国家公務員共済組合に無償使用とするのではなく、有償による使用収益により、その目的を達することができないのかの検討が不可欠である」とされている。

さらに、他都市では市庁舎内の食堂や売店について、公募により貸付け又は目的外使用をさせ、年間数十万円から数百万円の収入を確保する事例もある。本市では厳しい財政状況の中、広告収入やネーミングライツなどにより財産を有効的に活用し、収入確保策を講じているところである。このようなことから、庁舎内の施設を効果的に活用するため、福利厚生の目的と言えども使用料を徴収することを検討する必要がある。

そのうえで、現在の利用状況等をふまえ、職員や来庁者の利便性の向上やスペースの有効活用など様々な観点から総合的に検証し、職員の福利厚生にとらわれることなく、より効率的かつ効果的に施設を活用すべきである。

【措置の状況】

地方公務員法第42条の規定により、地方自治体は職員の福利厚生に関する事項について計画、実施する責任を負っており、静岡市では市に代わり、職員の職務効率に資するよう静岡市職員互助会が福利厚生に関する様々な事業を行っているところです。庁舎内の食堂等については、このような事業の実施に必要であることに加え、来庁者の利便性にも貢献しているという点を考慮して、今後も施設を継続することが必要であると考えております。

しかし、これら食堂等の運営を受託している事業者の経営状態を考慮すると、今後も職員の福利厚生を担う職員互助会に対する目的外使用料を免除することが必要であり、これからも、この考え方により施設を維持していきたいと考えております。

以上に掲げた考え方に基づき再検討を行った各施設について説明します。

- (1) 展望喫茶は、静岡庁舎新館の執務室が不足することが予想されたため、静岡市職員互助会と協議した結果、平成27年3月31日をもって営業終了し、現在は執務室として使用しています。
- (2) 食堂については、空調機や厨房機器の更新時期が近付いていることから今後、多大な費用が見込まれることや食堂運営の主体である職員互助会から受託している事業者の当該食堂部門の経営状態が悪化していること等の諸問題を抱えています。このことから、平成28年度中に職員に対するアンケートを実施し、職員の意向を踏まえながら職員互助会とともに食堂のあり方を検討していきます。
- (3) 売店については、冒頭に述べたように福利厚生の実施のほかにもコピーサービスや公共料金支払いサービスの提供等により来庁者の利便性に貢献する必要性も認められるところです。さらに、売店の経営上の力だけでは、職員互助会から受託している事業者にとって当該店舗の経営を維持していくことが難しい状況も認められることから、これらの点を踏まえ、目的外使用料を減免することで、現状どおり施設を維持していきます。

2 平成27年度学校監査

- (1) 備品の管理状況について[教育局 教育施設課]

【指摘事項】

物品の買入れの契約については、市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則第10条第2項の規定により予定価格1件30万円以下は校長専決ができるとされており、30万円超の場合は市事務専決規則第5条第1項の規定により契約課長専決となる。

今年度購入した備品について確認したところ、同一仕様のパソコンを下記のとおり購入していた。

契約日	納品日	台数	購入金額
6月18日	6月30日	2台	214,358円
7月13日	7月22日	1台	107,179円

しかし、これらは業務に必要な台数を把握してから一括して購入すべきものであり、予定価格が30万円を超える場合であれば、一括して契約課に契約手続を依頼すべきものである。より多数の業者から見積書を徴取することで競争原理が働き、経費を抑制できる可能性があることや、業者に対する公平性の観点からも、市が定める規則等に沿った手続が必要である。

(服織小学校)

【措置の状況】

毎年4月に物品購入などの経理手続のマニュアルとして「経理の手引き」を全校に配布しています。その中で、1件30万円を超える物品購入の方法や、「30万円超を分割して専決処理しないこと」と注意書きを入れておりますが、今回の事案について学校を訪問し確認したところ、2台はインターネット用、1台は校務用と、用途が違ったため2回に分けて買ったとのことでした。しかし、これらは業務に必要な台数を把握してから一括して購入すべきものであり、予定価格が30万円を超える場合であれば、一括して教育施設課経由で契約課に契約手続を依頼すべきものであることを再度指導しました。

さらに、全市立小中学校に対し、物品の買入れの際、予定価格1件30万円以下は校長専決により購入することができるが、30万円超の場合は市事務専決規則第5条第1項の規定により契約課長専決となること、備品購入執行計画書等に基づき、必要な台数を把握してから一括して購入すること等を、再度徹底するよう通知しました。

(2) 施設、器具等の管理状況について[教育局 教育施設課]

【指摘事項】

グラウンド脇に設置してある野球のスコアボードは、生徒の背丈程度の高さであり接触する可能性があるが、表面の鉄板がめくれあがっている状態であるにもかかわらず、その部分を保護する措置がとられていなかった。また、ボード表面にある突起部分の保護・除去についても行われていなかった。

(長田南中学校)

【措置の状況】

スコアボードの表面（鉄板）がめくれあがっている部分をビスで固定し、表面の突起部分も除去し危険がないよう改善したことを確認しました。

(3) 学校内における危機管理体制について[教育局 学校教育課]**【指摘事項】**

学校管理下において、児童がけがをして病院を受診した場合、校長は、静岡市立小・中学校管理規則第8条及び学校教育課長の通知に基づき、直ちに教育委員会に事故の発生を報告しなければならないが、平成27年4月に発生した事故の報告を失念していた。

(田町小学校)

【措置の状況】

学校からは、①事故発生後原則1週間以内に事故報告書を作成し教育委員会へ送付すること、②送付の際は複数の職員で確認を行うこと、③送付の記録を残すことを徹底するよう職員に周知し、再発防止に向けた改善を図った旨の報告を受け、確認しました。

3 平成27年度財政援助団体監査

補助金等交付事務の執行について [静岡市食品衛生協会交付金（保健福祉局保健衛生部保健所食品衛生課、静岡市食品衛生協会）]

【指摘事項】

市補助金等交付規則第13条の規定により、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助事業等の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知により当該補助事業者へ通知するものとするとしている。

しかしながら、市は、団体が提出した実績報告書類について、その報告内容に支出伝票からの転記誤りや本来対象とすべきでない同団体の別会計の支出が記載されている等の誤りがあるにも関わらず受け取り、さらに、本来行うべきであった交付金の額の確定及び当該団体への通知を行っていなかった。

【措置の状況】

団体が提出した実績報告書類について内容に誤りがあったのは、その確認を怠ったことが原因でした。まず、静岡市食品衛生協会に訂正後の決算書の提出を求め、平成27年10月15日に再度提出されたものについて、支出伝票等と決算書の内容を確認しました。今後は、実績報告書の提出時に、支出伝票等と確認を行います。

交付金の額の確定及び当該団体への通知を行っていなかったのは、課内での市補助金等交付規則の認識不足が原因であったため、課内で交付規則に関する研修を行い、改めて内容の確認をした上で、平成27年12月21日付で交付金の額の確定及び当該団体への通知を行いました。

4 平成27年度出資団体監査

賞与引当金の計上について [一般財団法人静岡市環境公社（環境局ごみ減量推進課）]

【指摘事項】

賞与引当金は、一般財団法人静岡市環境公社経理規則第42条第4号イにより、決算において支給見込額のうち当期に帰属する額を計上するとされている。また、決算書の財務諸表に対する注記には、「職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込額を計上している。」と記載されている。

これらの規定があるにもかかわらず、平成26年度決算において、賞与引当金が計上されていなかった。また、その理由について明確な説明がされていない。

【措置の状況】

賞与引当金が計上されていなかった原因は、環境公社が経理規則の規定を認識していなかったことによるものです。

よって環境公社に対し、平成 27 年度決算から一般財団法人静岡市環境公社経理規則第42条第4号イに従い、賞与の支給見込額のうち当期に帰属する期間の額を引当金として計上することを指示しました。

また、再発防止のため、環境公社と協議を行い、全ての会計処理が経理規則に従って行われているかを確認するためのチェックリストを作成し事務を行うよう改善しました。

5 平成27年度指定管理者監査

リスク分担表の添付について [市営住宅等（都市局建築部住宅政策課、公益財団法人静岡市まちづくり公社）]

【指摘事項】

「静岡市指定管理者制度の手引」（以下「手引」という。）では、市と指定管理者との間でそれぞれが担うリスクの基準をリスク分担表として明示し、選定時の仕様書に記載するとともに協定書に添付することとしているが、平成24年度に行われた選定時の仕様書や、平成26年度の協定書には、このリスク分担表が添付されていなかった。

このことについて更に確認をしたところ、平成27年度の協定書にはリスク分担表を添付し、平成26年度以前も協定書には添付していないがリスク分担表を作成し、双方保有していたとの説明があった。

しかしながら、リスク分担表は、事故や施設の破損など様々なリスクを有する公の施設の特質に鑑み、選定時の仕様書や協定書といった相互の合意を示す文書に添付することとされているものである。

また、指定管理者である公益財団法人静岡市まちづくり公社（以下「公社」という。）が、所管課である住宅政策課と良好な関係を築きつつ、市営住宅等の管理を長年にわたって行っていることは、本件指定管理の強みでもあるが、反面、原点に立ち戻ることなく業務が惰性で進められることとなれば、危機意識の欠如につながるおそれもある。

したがって、所管課と指定管理者との間で適度な緊張感を保つためにも、手引において示されている文書による合意等を適切に行われたい。

【措置の状況】

協定書への添付につきましては、平成27年度から実施しており、次年度以降も協定書締結時に両方で確認し添付してまいります。今後、指定管理者の選定時の仕様書にも添付することといたします。

また、仕様書や協定書の作成に対するチェックリストを作成し、添付漏れがないようにするとともに、手引に沿った仕様書、協定書を作成するようにいたします。

静岡市監査公表第13号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人内山昌美から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項により別冊のとおり公表する。

平成28年 3月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

静岡市監査公表第14号

平成28年3月22日付けで静岡市包括外部監査人から提出があった平成27年度の包括外部監査の結果に関し、地方自治法第252条の38第4項の規定による意見を決定したので公表する。

平成28年3月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

今回の包括外部監査人の指摘事項の中には、地方自治法第252条の37第1項に規定される「財務に関する事務の執行」の範囲を逸脱する不適法な指摘事項が複数存在するので、このような指摘事項に対しては、措置を講じないことを含めて適切な対応をされたい。

なお、これら不適法な指摘事項であっても、首肯すべき内容であると認められるものについては、その指摘内容を真摯に受け止め、市としての対応策を自発的に講じて市民に説明することを検討されたい。